水土里ネット（みどり）
南魚土改だより
第18号
発行日
令和8年11月
南魚沼土地改良区
理事長　髙村良一
電話025-781-6130

ご挨拶

理事長　髙村良一



組合員の皆様におかれましては、ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、当土地改良区の運営並び各種事業推進に対しご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

今年も昨年に引続き、六月、七月の猛暑で渇水となり、その対策として南魚沼市より九〇％の補助をいただき、消雪井戸の使用及び新規井戸を四地区さく井することができました。消雪井戸の使用については、事前に南魚沼市が東北電力と話をしていただき、発電機のリースをすることなく消雪井戸の水をくみ上げることができ、ご迷惑をおかけすることなく、乗り切れたのではないかと思っております。ただ、西部幹線水路では、早くから番水を行い、対象地区の水番の皆様にはご難儀をお掛けし、組合員の皆様にはご不便な思いをさせてしまい、誠に申し訳ありませんでした。

近年、私たちを取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や自然災害、気候変動等の影響、さらに人口減少と担い手不足の進行など、依然として厳しい状況にあります。特に記録的な猛暑や少雨、また局地的な豪雨など従来の経験則だけでは対応が難しい気象現象が頻発し、農作物への影響はもちろんのこと、農業用水の安定確保や水利施設の維持管理においても、新たな課題への対応が求められます。そのような中で、改正土地改良法が昨年に施行され、土地改良区が地域の関係者と連携して作成する連帯管理保全計画（通称：水土里ビジョン）を本年度中に策定するよう進めています。水土里ビジョンは、将来にわたり地域の良好な営農環境を維持・確立するうえで必要な取り組みになります。老朽化した施設の計画的な更新や維持管理、防災・減災対策など、地域農業を支える農業生産基盤の維持等を行う必要なものとなっていきます。

最後になりますが、今後とも農業用施設機能の維持管理強化と事務事業の合理化を進め、農業用水の安定供給を通して、地域農業の発展に努めてまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

令和八年度 第一回 臨時総代会

去る八月二十一日に臨時総代会が開催されました。理事長の挨拶、経過報告の後、議長に第二選挙区の堀口生雄総代が選任されました。

令和七年度一般会計の決算について報告され承認されました。また議定事項については、令和八年度事業、一般会計の補正予算とその他が審議され、原案どおり議決されました。

総括監事からは令和七年度の決算監査報告がなされ承認されました。



業務報告

自令和七年四月一日
至令和八年三月三十一日

一、地区面積（業務報告書面積）
三、六〇三、三ha
（田　三、二二二、五ha
畑　二九七、五ha
その他　八三、三ha）

二、組合員の総数　四、五六〇人

三、令和七年度工事の状況
県営事業　九件
団体営事業　八件

四、事務の経過
ア．通常総代会、臨時総代会　二回開催
平均出席率　九二、九％
イ．理事会　五回開催
平均出席率　九二、二％
ウ．監事会　五回開催
平均出席率　一〇〇、〇％
以上のとおりでした。

令和７年度　一般会計決算について

（収入の部）　　（単位：円）

項　目	決　算　額	予　算　額	比較増△減	附　記
賦　課　金	239,143,858	240,837,000	△ 1,693,142	運営事務費、維持管理費、償還金
補　助　金	125,212,862	177,937,000	△ 52,724,138	事業補助
長期借入金	107,837,000	228,633,000	△ 120,796,000	日本政策金融公庫借入金他
使　用　料	22,900,916	22,060,000	840,916	電柱敷地料、道水路使用料、土地賃借料
雑　収　入	7,027,856	6,667,000	360,856	受取利息、過年度収入
資産取崩・売却	9,158,031	10,685,000	△ 1,526,969	転用決済金、職員退職積立金、固定資産売却
繰　越　金	247,525,738	247,521,000	4,738	令和６年度より
合　計	758,806,261	934,340,000	△ 175,533,739	

（支出の部）　　（単位：円）

項　目	決　算　額	予　算　額	比較増△減	附　記
維持管理費	149,813,933	233,473,000	△ 83,659,067	維持管理20会計、適正化事業、受託業務
事　業　費	100,657,700	115,659,000	△ 15,001,300	団体営事業、調査事業、高度化支援事業
事務所費	79,993,802	86,680,000	△ 6,686,198	会議費、事務費、役員報酬、職員給与
年賦償還金	73,930,130	191,232,000	△ 117,301,870	借入償還金返済
事業分担金	58,775,000	58,775,000	0	新潟県へ
積　立　金	33,304,184	33,329,000	△ 24,816	
固定資産取得	2,178,621	2,682,000	△ 503,379	
雑　支　出	441,615	2,200,000	△ 1,758,385	
繰　越　金	259,711,276	193,083,000	66,628,276	
予　備　費	0	17,227,000	△ 17,227,000	
合　計	758,806,261	934,340,000	△ 175,533,739	

令和７年度　各種積立金決算状況について

（単位：円）

項　　目	令和７年度決算時	令和６年度決算時	比較増△減
転用決済金積立金	42,425,471	48,238,820	△ 5,813,349
財政調整積立金	48,480,656	48,402,014	78,642
役員退任給与積立金	2,128,333	786,839	1,341,494
職員退職給与積立金	65,655,328	59,244,560	6,410,768
維持管理運用基金積立金	325,597,816	303,449,859	22,147,957
預託金積立金	20,078,987	20,078,766	221

令和７年度　財産目録について

（単位：円）

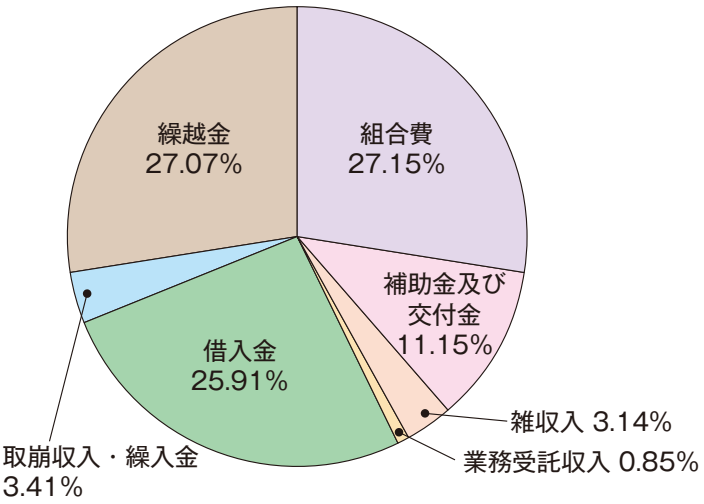
資産の部		負債の部	
摘　　要	金　　額	摘　　要	金　　額
流動資産	171,435,874	流動負債	74,192,567
（現金及び預金）	161,430,029	（未払金）	73,842,144
（未収金）	10,005,845	（預り金）	350,423
固定資産	3,082,810,182	固定負債	520,271,240
基本財産	445,720,665	（借入金）	452,356,328
（山林、宅地及びその従物）	43,862	（引当金）	67,914,912
（備荒積立金）	345,676,803		
（有価証券）	100,000,000	負債合計	594,463,807
特定資産	2,562,152,830	正味財産の部	2,659,782,249
（所有土地改良施設、用地）	2,394,274,284		
（各種積立金）	167,878,546		
その他固定資産	74,936,687		
（土地、建物、車両、拠出金）	71,242,243		
（長期未収賦課金）	3,454,444		
（出資金）	240,000		
合　　計	3,254,246,056	合　　計	3,254,246,056

令和８年度　一般会計予算について

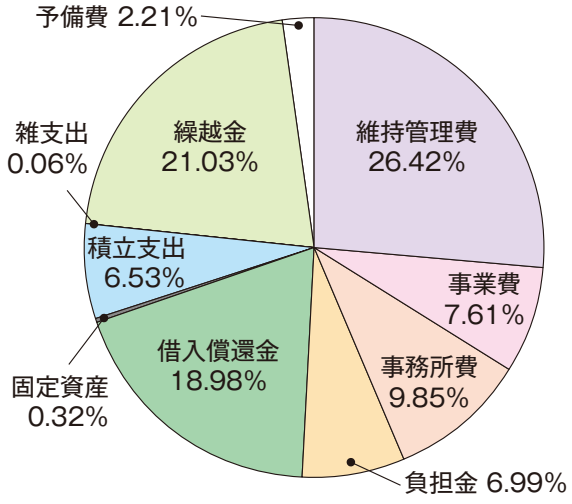
（単位：円）

収入			支出		
項　目	予算額	備　考	項　目	予算額	備　考
組合費	239,435,000	運営・維持管理賦課金 償還金賦課金含む	維持管理費	232,917,000	各維持管理20会計 適正化事業、受託業務
補助金及び助成金	98,342,000	国・県・市　事業補助	事業費	67,136,000	各工事
雑収入	27,684,000	土地賃貸料 過年度収入、預金利息	事務所費	86,890,000	役員報酬、職員給与 会議費、事務費
業務受託収入	7,517,000	換地業務 ポンプ場管理	負担金	61,670,000	各工事の地元負担
借入金	228,448,000	事業地区	借入償還金	167,393,000	事業償還金、リース 支払利息
取崩収入・繰入金	30,052,000		固定資産取得	2,850,000	器具備品
繰越金	250,357,000	７年度より	積立支出	57,553,000	基本財産積立 特定資産積立
			雑支出	541,000	
			繰越金	185,393,000	
			予備費	19,492,000	
合　計	881,835,000		合　計	881,835,000	

〈収入の割合〉



〈支出の割合〉



令和８年度　各種積立金について

（単位：円）

項　目	８年度当初積立額	摘　要
転用決済金積立金	42,425,471	運営事務費決済金・維持管理費決済金・償還金決済金 ３土地改良区基金
財政調整積立金	48,480,656	一般会計
役員退任給与積立金	2,128,333	
職員退職給与積立金	65,655,328	
維持管理運用基金積立金	325,597,816	天野沢水系・大巻薮神・第７工区・第９工区・東部共通 中之島施行地・新高棚・県開塩沢・上田・塩沢揚水機場
預託金積立金	20,078,987	イオン・富士観光・原信借地契約に係る預託金

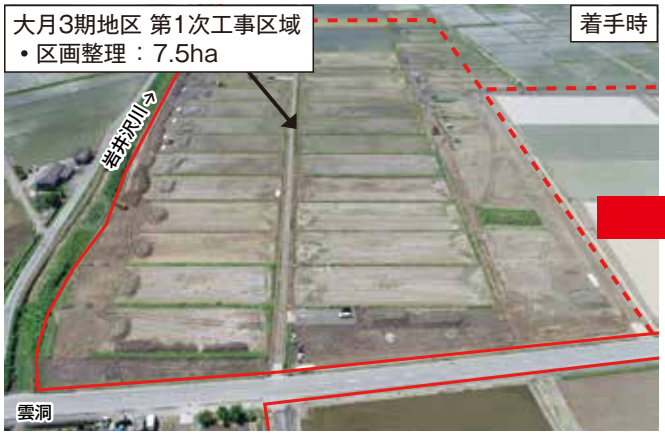
令和８年度　県営・団体営事業の施工について

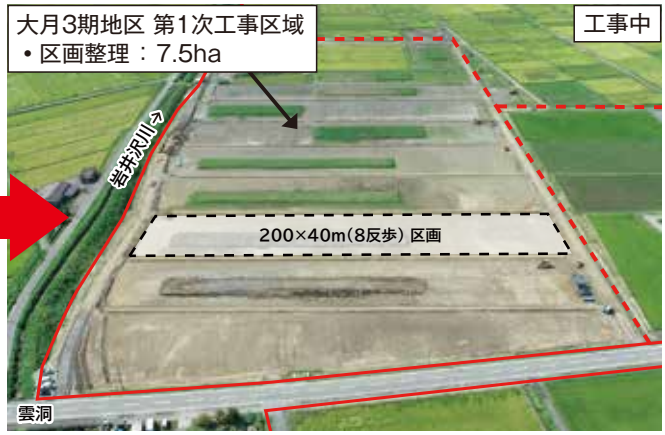
事業名	地区名	工事名	事業費（千円）	地区受益面積	主要工事
経営体育成基盤整備事業	吉里	区画整理第12次工事 R8換地業務委託	20,000	53.5ha	完了整備　1式 換地業務　1式
	大月	用水路工第9次工事 第3次設計業務委託 R8換地業務委託	167,000	17.9ha	揚水機場　1式 ほ場設計　1式 換地業務　1式
	大月２期	用水路工第4次工事 区画整理第3次工事 用水路工第5次工事	180,000	18.7ha	ゲート・スクリーン製作据付工　1式 区画整理　A=3.2ha フェンス工　L＝709.6ｍ
	大月３期	区画整理第1次工事	240,000	27.3ha	区画整理　A=7.5ha
県営農地環境整備事業	泉盛寺開田	区画整理第37-1次工事	20,000	19.4ha	完了整備　1式
県営かんがい排水事業	上田第１	用水路工第20次工事 用水路工第21次工事	71,000	452.5ha	開水路工　L=1,385.0m 開水路工　L=858.8m
	中之島第１	用水路工第18次工事 用地測量等業務委託	13,000	873.5ha	管水路工　L=301.6m 用地測量　1式
	仙石	用水路工第１次工事 用地測量等業務委託	23,000	59.1ha	付帯工　1式 （管水路500m） 用地測量　1式
県営ため池等整備事業	西部幹線小栗山	第7次工事	31,000	575.6ha	補修工　1式
	東泉田東	第1次設計業務委託	6,000	21.8ha	設計　1式
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業	岩之下	第1次設計業務委託	10,000	7.1ha	設計　1式
県　営　計		19件	781,000		
基盤整備促進事業	台上	第3次パイプライン改修工事	16,000	5.8ha	用水路工事　L=430ｍ
	一之沢	第2次用水路改修工事	19,200	6.3ha	用水路工事　L=630ｍ
	金清坊	10月上旬発注予定	2,000	6.2ha	排水路工事　L=20ｍ
耕作条件改善事業	万条東	第2次パイプライン改修工事	22,600	3.7ha	用水路工事　L=507ｍ
基幹水利施設ストックマネジメント事業	天野沢３号ポンプ	天野沢3号ポンプ電動仕切弁補修工事	4,000	698.6ha	３号ポンプ電動仕切弁補修　1式
団　体　営　計		12件	63,800		

令和８年度

事業施工位置図・事業施工写真







R8.9.10 薮神南部地区(調査計画) 生き物調査





用水路やため池で遊ばないように！



毎年、全国各地で農業用排水路・施設等における悲惨な水難事故が発生しています。

夏場の水量が多い時期も危険ですが、冬場の水路が雪に隠れて見えない状況での水路横の通行や除雪作業等は十分安全を確保してください。

また、高齢者や子供たちとコミュニケーションをとり、不用意に近づいたり遊んだりしないよう、日ごろから地域や家庭で声掛けをしていただくなど、事故防止に向けたご協力をお願いいたします。

用排水路の管理について

用排水路にゴミや油・薬品等を流さないでください。排水路の水も下流域では用水として使用しています。また、草刈りで刈った草を流しますと暗渠等の詰まりの原因になりますので、お気を付けください。

法面の除草剤の使用についても慎重にお願いします。また、取水口は個人管理になりますので、よろしくお願いします。

不法投棄について

農道や水路脇等に廃材や機械類・ゴミ等の不法投棄があります。施設の維持管理の支障になり、処分にも費用がかかります。また、美観を損なうだけでなく事故の元となります。不法投棄をした人は刑罰の対象になり、５年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金が科せられます。不法投棄は絶対にしないでください。

※不法投棄を発見しましたら、投棄した人や車のナンバーなどの情報を土地改良区にご連絡ください。

私たちが入りました

令和七年四月一日付けで山﨑裕太さん。令和八年四月一日付けで川邊栄里さんと青野夏希さん。昨年と今年で３名の採用をしました。山﨑さんと川邊さんは維持管理担当で、青野さんは工事担当です。

これからの土地改良区の運営、業務を担う若者です。在職職員ともども組合員の皆さま方のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。



農地の移転届はお忘れなく

農地の全部または一部を以下の理由などによって移動があったときは、土地改良区まで届出をお願いします。



① 農地の転用
住宅や倉庫、車庫、公共用地への転用

② 農地の移動
農地の売買、賃貸借の設定及び解約など

③ 組合員資格の交代
農業者年金受給による経営移譲したとき、亡くなられたときなど

農地転用等に伴い地区除外される土地は、規程に基づき決済金を納付書により納めていただくことになります。決済金を完納した土地は、土地改良区の土地台帳より抹消され翌年度から賦課金がなくなります。

《届け出がないと従来のまま賦課されますので、お早めに手続きをお願い致します》

お問合せ先電話番号 025-781-6130

賦課金の期限内納付をお願いします

土地改良区は組合員の皆様からの賦課金で運営されております。適正な業務運営及び土地改良事業等を実施する上で必要な経費ですので必ず期限内の納付をお願いいたします。

滞納処分（財産調査・差押）の実施

賦課金が納期限内に納付されない場合、土地改良区から催促の通知書（督促状）が送付されます。また、役員による電話連絡・戸別訪問を実施し、滞納賦課金の回収を行います。それでも解決できない場合には、組合員経費負担の公平性を保つため、土地改良法に基づき地方税の滞納処分の例により県知事の認可を受けて理事が処分を執行します。

滞納賦課金と農地の権利移転について

滞納賦課金のある農地が賃貸借・売買等により組合員が変わる場合、土地改良法第42条第1項の規定により、新たな組合員が滞納賦課金を継承し納付しなければなりません。賃貸借・売買等の契約前に滞納賦課金の有無をご確認ください。

農地の賃貸借・売買等の契約をされる場合は、トラブルにならないよう当事者間で十分話し合ってください。

